

ダム湖面利用届出書

令和 年 月 日()

大分河川国道事務所 ダム管理課長 殿

届出者	
住所	〒 -
連絡先	
お車No.	(例) 大分〇〇〇か△△△△

下記条件を遵守し、「自己責任」のもと利用したいので、別紙図書を添え、届出致します。

記

1 河川の名称	大分川水系七瀬川		
2 行為の目的			
3 行為の場所	網場より上流		
4 行為の方法			
5 行為に係る数量・人数	船舶：	艇	人数： 名
6 行為の期間	令和 年 月 日 () 時 分 ~	令和 年 月 日 () 時 分	
<small>※利用日毎に届出が必要です。 ※利用時間は日の出～日没までの間で届出てください。</small>			
	添付資料	あり (枚)	・ なし

使用条件

<p>① ダムの水は、水道水、かんがい用水に利用されているので、水質汚染のないこと。</p> <p>② 利用者によるゴミ等は持ち帰ること。</p> <p>③ 網場の内側（下流側）は、禁止区域のため、立ち入らないこと。</p> <p>④ 降雨等の状況により、水位変動が予想されるため、洪水時等の利用はしないこと。（大分地方気象台から大分市又は豊後大野市において、大雨、風（海上を除く、台風含む）、霧、雷、雪、に関する注意報、警報が発表されたとき）</p> <p>⑤ 地震時の利用はしないこと。（大分地方気象台から大分市野津原又は由布市挾間町のいずれかで震度4以上が発表されたとき。なお地震による利用中止解除は、ななせダム管理庁舎に確認すること。）</p> <p>⑥ 利用者自身の安全対策を図ることはもちろんのこと、第三者に対して危害や迷惑等を与える行為をしないこと。</p> <p>⑦ 当方が警報車等で注意喚起を行った場合は、直ちに指示に従うこと。</p> <p>⑧ 営利目的での使用はしないこと。</p> <p>⑨ 届出のあった使用目的以外の使用及び使用エリア以外での使用は認めない。</p> <p>⑩ 事故等の責任については、当方で一切負わない。</p> <p>⑪ 安全管理の問題上、届出については利用する都度、使用する期間のみ提出するものとする。</p> <p>⑫ 上記のほか、「のつはる湖 湖面等利用ルール」を遵守するものとする。</p>
--

こちらの書類は、ななせダム管理庁舎で保管します。また、関係機関に通知することがあります。
こちらの書類は、ななせダムの管理について使用します。

(問い合わせ) TEL : 097-588-5001 FAX : 097-588-5050
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 ななせダム管理庁舎